
プロジェクト **後発事象に関する会計基準の開発**

項目 **公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2025 年 7 月 8 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。

- ・ 企業会計基準公開草案第 87 号「後発事象に関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第 88 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（その X）（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 87 号「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」

なお、本公開草案の公表時点では、企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」という。）は、最終化されていなかったため、本会計基準案においては「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」に記載した企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」並びに企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」及び企業会計基準第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を修正する提案としていた。また、期中会計基準及び期中適用指針の公開草案への反映案（以下「反映案」という。）をコメント募集の参考として示していた。

2. 本公開草案に対するコメントは 2025 年 9 月 12 日に締め切られ、10 通のコメント・レター（団体等 5 通、個人 5 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。

3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。また、第 1 項を踏まえ、期中会計基準及び期中適用指針については、反映案からの変更について検討している。

公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第20条第5項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本公開草案の公表以後、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている（黄色いマーカー部分は、第565回企業会計基準委員会（2025年12月9日開催）からの変更点を示している。）。

| 項目 | 本公開草案での提案 | 本公開草案からの変更 | 再公開草案の必要性 |
|---|---|---|---|
| ① 後発事象適用指針の参照に関する記載の追加（後発事象会計基準 ¹ 第2項） | 後発事象会計基準の適用にあたって、後発事象適用指針 ² も参照する必要がある旨を明記していない。 | 後発事象会計基準の適用にあたって、後発事象適用指針も参照する必要がある旨を明記することとした。 | 会計基準と適用指針を合わせて適用することは自明であり、本公開草案は同時に公表したことから、当該変更により再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ② 後発事象の定義及び評価期間（後発事象会計基準第4項、第7項並びに後発事象適用指針第4項） | 「後発事象」について、財務諸表の公表の承認日までに発生した事象として定義し、会計監査人設置会社における財務諸表の公表の承認日を企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算 | 「後発事象」の定義を評価期間の末日までに発生した事象と変更した。 また、評価期間について別途の見出しを設けた上で、当該評価期間の末日を、原則として、財務諸表の公表の承認日とすることとし | 寄せられたコメントを踏まえ、確認日を「財務諸表の公表の承認日」と後発事象適用指針において記載することは適切でないというコメントへの対応を図る修正である。 会計基準の表現を変更するものであり、後 |

¹ 審議事項(1)-2 企業会計基準第●号「後発事象に関する会計基準」

² 審議事項(1)-3 企業会計基準適用指針第●号「後発事象に関する会計基準の適用指針」

| 項目 | 本公開草案での提案 | 本公開草案からの変更 | 再公開草案の必要性 |
|-------------------------------------|--|---|--|
| | 書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（以下「確認日」という。）とすることとしていた。 | た。併せて、会計監査人設置会社において会計監査人により監査される計算書類等及び連結計算書類においては、評価期間の末日を確認日であると定めることとした。 | 発事象の対象期間を財務諸表の公表の承認日までとする本公開草案の提案内容を変更するものでないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ③ 「会計事象」の用語の見直し（後発事象会計基準第4項及びBC13項） | 「後発事象」の定義を「会計事象」の用語を用いて定めていた。 | 「後発事象」の定義における、「会計事象」の用語を「事象」に変更した。 | 寄せられたコメントを踏まえ、用語の見直しを行うものである。他の企業会計基準等との整合性を図ったものであり、用語の変更により後発事象の対象が変わるものではないことから、当該変更により再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ④ 後発事象の発生時点の記載の見直し（後発事象会計基準BC29項） | 日本公認会計士協会監査・保証基準委員会監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560実1」という。）を踏襲し、後発事象の「発生」の時点について事象の性質に応じた考え方を記載していた。 | 該当の記載における事象の性質に応じた考え方について「例えば」を追記した。 | 寄せられたコメントを踏まえ、該当の記載が例示であることの明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |

| 項目 | 本公開草案での提案 | 本公開草案からの変更 | 再公開草案の必要性 |
|---|--|--|---|
| ⑤ 後発事象の評価期間の末日を財務諸表の公表日としないこととする理由の見直し（後発事象会計基準 BC15 項） | 左記の理由の一つとして財務諸表が公表される日までを後発事象の対象期間とする場合、財務諸表の作成がいつまでも完了しないこととなる可能性があることを記載していた。 | 財務諸表の作成がいつまでも完了しないこととなる可能性があるとの記載を削除し、財務諸表が公表される日までを後発事象の対象期間とする場合の実務上の負担に配慮した旨の記載に修正した。 | 寄せられたコメントを踏まえ、結論の背景に記載の理由の一部を削除するもので、本公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ⑥ 監査の実務ガイダンスへの参照の削除（本適用指針案 BC3 項） | 会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類には当委員会が公表した企業会計基準等が適用される結論の背景において、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 800 実務ガイダンス第 1 号「監査基準報告書 800 及び 805 に係る Q&A(実務ガイダンス)」の Q8 を参照していた。 | 該当の監査の実務ガイダンスへの参照を削除した。 | 会計基準の取扱いを定めている記載ではなく、当該記載がなくとも結論の背景が関係者に理解されることが考えられるため削除したものであり、再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ⑦ 特例的な取扱いの抜本的な見直しの要否（後発事象会計基準 BC7 項、後発事象適用指針 BC9 項） | 特例的な取扱いについては基本的に踏襲することとし、当該取扱いの抜本的な見直しを行うか否かについては、後発事象会計基準の公表後に検討を行うことを記載していた。 | 特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断するとの記載に変更した。 | 寄せられたコメントを踏まえて、特例的な取扱いの今後の見直しの要否に関する審議の結果、記載を変更したものであり、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |

| 項目 | 本公開草案での提案 | 本公開草案からの変更 | 再公開草案の必要性 |
|--|---|--|--|
| ⑧ 計算書類等に関する確認日と連結計算書類に関する確認日が異なる場合の取扱いの明確化 (後発事象適用指針BC9項) | 連結計算書類に関する確認日後、連結財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象について開示後発事象に準じて取り扱うように見直しと結論の背景に記載していた。 | 後発事象適用指針では、監基報560実1における従前の連結計算書類の特例的な取扱いと同様の定めを設けていない点を結論の背景に記載した。 | 寄せられたコメントを踏まえ、当該取扱いについてより明確となるように、本公開草案のコメント募集に記載した内容を結論の背景に追加するものであり、再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ⑨ 第二種中間財務諸表等の公表の承認日までに発生したとする記載の削除(中間作成基準一部改正 ³ 第2項及び第3項) | 第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表(以下「第二種中間財務諸表等」という。)における注記事項を第二種中間財務諸表等の公表の承認日までに発生した重要な開示後発事象とすることを提案していた。 | 注記事項の定めから第二種中間財務諸表等の公表の承認日までに発生したとする記載を削除した。 | 後発事象の定義を変更し、評価期間に係る一般的な取扱いを独立した項で定めることしたため記載が不要となったものであり、②のとおり、本公開草案の提案内容を実質的に変更するものでないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |
| ⑩ 期中財務諸表における後発事象の評価期間外に生じる事象に関する記載の削除(期中適用) | 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」における左記の取扱いについて、非財務情報として開示することが考えられるとの結論の背景を引き | 該当の記載を引き継がず削除することとした。 | 後発事象会計基準の範囲に含まれない取扱いに関する記載を削除するものであり、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |

³ 審議事項(1)-4 企業会計基準第●号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(その●)」

| 項目 | 本公開草案での提案 | 本公開草案からの変更 | 再公開草案の必要性 |
|---|--|---------------------------------|--|
| 指針 BC25 項) | 継ぐこととしていた。 | | |
| ⑪ 企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」第59-3項の記載の整理 | いつの時点までの株式併合等の影響を反映するかについて開示後発事象の開示に関する現行の実務に従うことになるとする記載について修正の提案を行っていなかった。 | 後発事象会計基準に従うことになるとの記載に修正することとした。 | 寄せられたコメントを踏まえ、該当の他の企業会計基準等の記載の整理を図るものである。本公開草案の提案内容を変更するものでないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。 |

6. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上